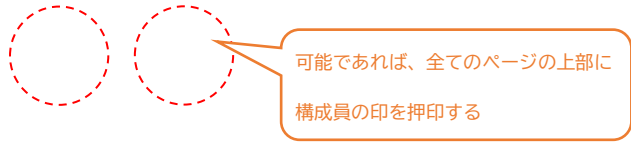


第1号様式（第10条関係）



特定建設工事共同企業体協定書

いわき市発注の場合は「いわき市」と記入
水道局発注の場合は「いわき市水道局」と記入

公告で示された工事名を記入

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 〇〇発注に係る〇〇〇〇〇〇〇〇工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。
以下「建設工事」という。）の請負

- (2) 前号に附帯する事業

(名称)

公告で示された工事名 各構成員の略称

第2条 当共同企業体は、〇〇〇〇〇〇〇〇工事△△・□□特定建設工事共同企業体（以
下「企業体」という。）と称する。

共同企業体の名称

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を△△県△△市△△町△△番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に成

原則として、第6条で指定する代表構成員の所在地であること

3箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことが成立日は、公告日以後で、かつ公告に定めるJ V協定第1項の規定にかかわ
らず、当該建設工事に係る請負書提出期限以前であることとする。

(構成員)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

△△県△△市△△町△△番地

△△△株式会社

□□県□□市□□町□□番地の□

有限会社□□□

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、△△△株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体は、建設工事の施工

商号は第5条の記載内容と一致していること

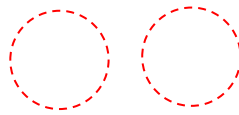
負代金（前払金及び部分払金を含む。）を請
する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資割合)

第8条 各構成員の出資割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発
注者と契約内容の変更があっても、構成員の出資割合は、変わらないものとする。

・商号および所在地は入札参加有資格者名簿の登録内容と一致していること。

※名簿に登録している営業所等を構成員とする場合、商号は営業所等の名称まで記入し、所在地も営業所等の所在地を記入すること。



△△△株式会社

△△パーセント

有限会社□□□

□□パーセント

2 金銭以外のものによる出資については、時価を の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営) 商号は第5条の記載内容と一致していること

出資割合は、公告に定める条件に適合すること

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

取引銀行名を記入する

第12条 当企業体の決算は、建設工事のしゅん工後において行うものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

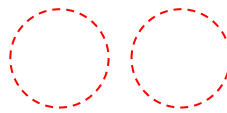
(建設工事の中途における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは、脱退することができない。

2 構成員のうち建設工事の中途において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者がある場合は、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資割合を、残存構成員が有している出資割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

協定書が複数枚になる場合は、各ページ間に構成員全員の割印を押すこと



4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果
欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかったと
した場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。
(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、建設工事の中途において重要な義務の
不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、発注者及び他の構
成員全員の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合においては、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項ま
での規定を準用する。

(建設工事の中途における構成員の破産手続開始の決定又は解散に対する措置)

第18条 構成員のうちいずれかが建設工事の中途において、破産手続開始の決定を受け、
又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までの規定を準用する。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせな
くなった場合においては、従前の代表者に代えて、発注者及び他の構成員全員の承認
により残存構成員のうちいずれかを代表者とするものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第20条 当企業体が解散した後においても、当該建設工事の目的物が種類又は品質に関
して契約の内容に適合しないものである場合には、各構成員は、共同連帯して責任を
を負うものとする。

構成員が2者の場合は「3通」(A社+B社+発注者提出分)

構成員が3者の場合は「4通」(A社+B社+C社+発注者提出分)

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項について、発注者、各構成員及び運営委員会において定めるものとし
る。

この協定の成立を証するため、本書〇通を作成し、各構成員が記名押印の上、各自1
通を保有し、1通を発注者に提出する。

協定書が複数枚になる場合は、各ページ間に構成員全員の割印を押すこと

令和〇〇年〇〇月〇〇日

締結日は、第4条の成立日と同日またはそれ以降、かつ公告
に定めるJV協定書提出期限以前であること

△△△株式会社

代表取締役 △ △ △ △

㊟

有限会社□□□

代表取締役 □ □ □ □

㊟

【注意】

発注者へ協定書を提出する際は、発注者提出分の1通だ
けではなく、構成員保有分を含めた全ての協定書を提出
して発注者の確認を受けること。

- ・商号は第5条の記入内容と一致していること
- ・各構成員の代表者名等は入札参加有資格者名簿の登録
内容と一致していること
- ・各構成員の押印があること